

## 業績ハイライト

### 業績ハイライト

収益性・健全性 .....	8
預金・預り資産の状況 .....	9
貸出金の状況 .....	10
資産の健全化 .....	11



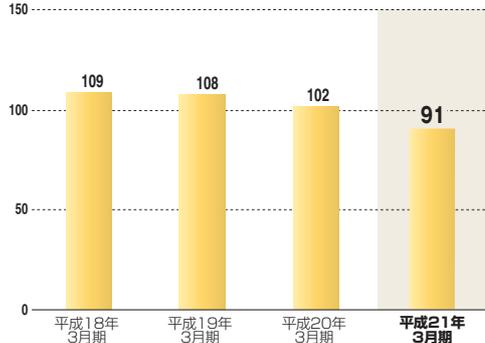
# 収益性・健全性

## ❖ コア業務純益(※)…91億円

コア業務純益は、投資信託の販売手数料収入の減少を主因とした役務取引等収益の減収や、新システム導入に向けた端末機更新にかかる物件費の増加などにより、前期比11億円減少し、91億円となりました。

■ コア業務純益の推移

(単位:億円)



用語解説

【コア業務純益】

銀行の本来業務(預金、貸出、為替、有価証券など)から得られた利益である「業務純益」から、期ごとに特殊な要因で大きく変動する「一般貸倒引当金繰入額」と「国債等債券関係損益」を除いたもので、「銀行の基本的な利益」を示します。

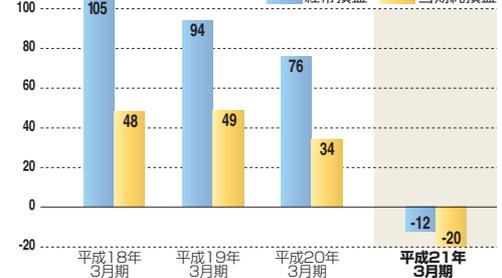
## ❖ 経常損益…▲12億円 当期純損益…▲20億円

経常損益は、世界的な金融危機の影響による株式市場の低迷をうけて、大幅な有価証券の減損処理(※)等を実施したほか、景気の動向等を踏まえて予防的に貸倒引当金の積増しを行うなど、不良債権処理費用が増加したことから、前期比88億円減少し、12億円の損失となりました。

以上により、当期純損益は前期比54億円減少し、20億円の損失となりました。

■ 経常損益と当期純損益の推移

(単位:億円)



用語解説

【有価証券の減損処理】

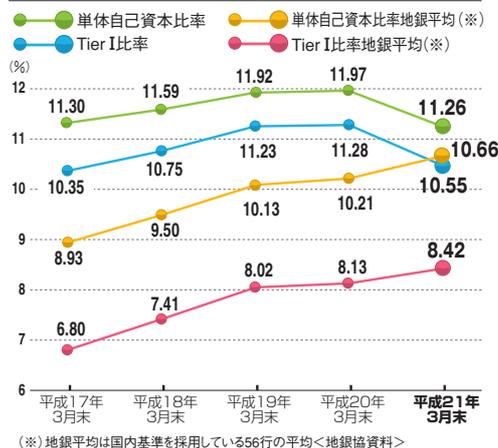
保有する有価証券について、期末の時価および純資産額が簿価に比べて一定以上低下した銘柄について、回復の見込みがなければその差額を評価損として利益から差し引くことをいいます。当行では、「その他有価証券」で時価のあるもののうち、期末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落し、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては減損処理を行っております。

## ❖ 自己資本比率(単体)…11.26%

銀行の安全性を示す自己資本比率は、赤字計上による自己資本額の減少および貸出金の増加にともなうリスクアセットの増加により、前期末比0.71ポイント低下し、11.26%となりましたが、国内基準行に求められる4%を大きく上回っております。自己資本における基本的項目から構成されるTier I比率は10.55%となっており、地銀平均に比べ高い水準を維持しております。

また、自己資本の内訳についても、劣後債等による調達は行っており、Tier Iは普通株と剰余金による構成となっており、健全性は十分に保たれております。

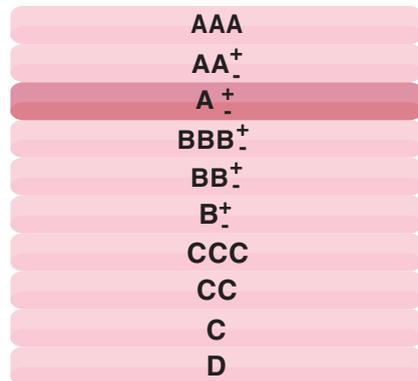
■ 単体自己資本比率・Tier I比率の推移



## ❖ 格付け(※)…A+

当行は、日本格付研究所(JCR)から長期優先債務について格付けランクの上位に位置する「A+」を取得しております。

「A」は、「債務履行の確実性は高い」と定義されており、当行の財務内容の健全性が評価されていることを示しております。



用語解説

【格付け】

格付けとは企業が発行する債券が「約束通りに元本および利息が支払われる確実性の程度」を利害関係のない第三者(格付け会社)が判断し、その結果を簡潔な記号にしたものです。なお、このランクが上位に位置するほど安全性が高いとされています。

# 預金・預り資産の状況

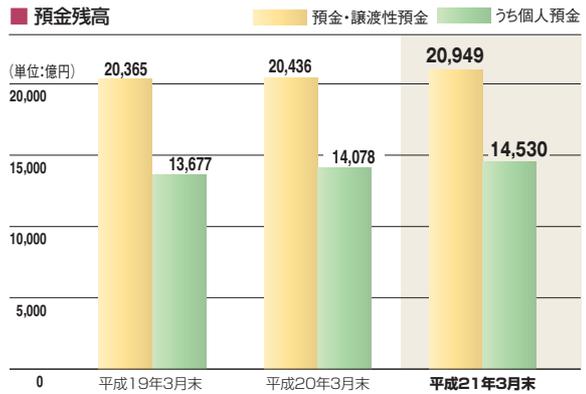
## 預金の状況

法人預金が減少したものの、個人預金および公金預金が増加したため、預金・譲渡性預金の期末残高は、前期末比513億円増加し、2兆949億円となりました。

平成21年3月末の預金・譲渡性預金残高に占める秋田県内残高の割合は89.9%となっております。

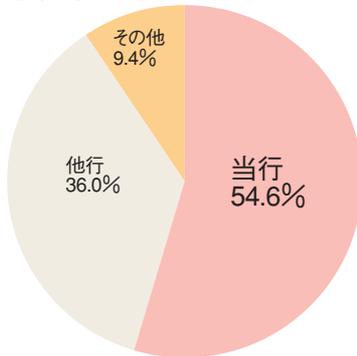
また、預金残高の秋田県内におけるシェア(平成21年3月末)は、54.6%と高い水準を維持しております。

※ 公金預金とは、一般的に国や公共団体などが行っている民間銀行への預金をいいます。



### ■ 秋田県内シェア(金融機関別)

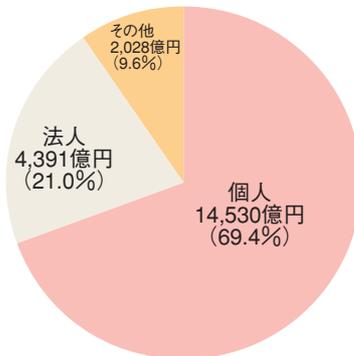
<21年3月末>



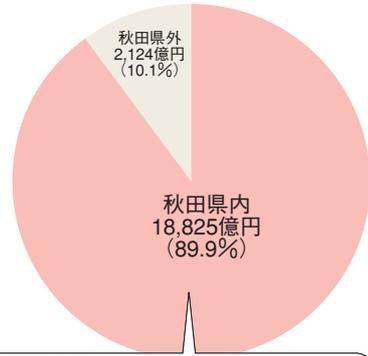
- 他行……都銀・地銀・第二地銀
- その他……信用金庫・信用組合
- 譲渡性預金は含まれておりません。

[資料:預金・貸出金一覧(株)日本金融通信社] ほか]

### ■ 預金者別



### ■ 県内外別

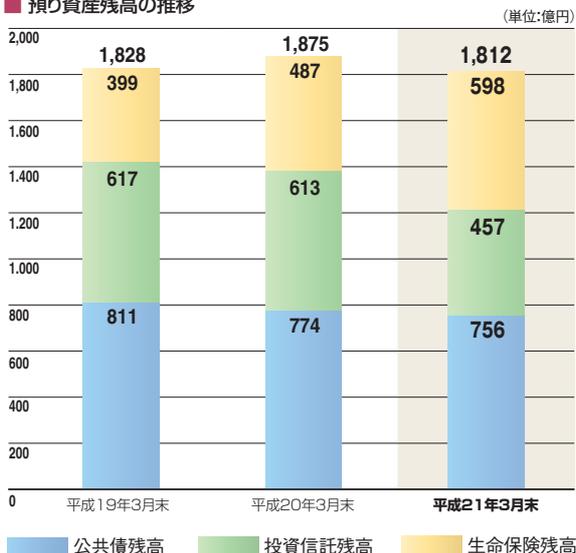


#### 県内預金内訳

内訳	金額(億円)	割合
うち個人	13,339	70.9%
うち法人	3,536	18.8%
その他	1,950	10.3%

## 預り資産残高の推移(※)

### ■ 預り資産残高の推移



預り資産残高は、生命保険については増加しましたが、世界的な金融市場の混乱にともない、投資信託については、販売の低迷および基準価格の低下により残高が減少したため、前期末比63億円減少し1,812億円となりました。

### 用語解説

#### 【預り資産】

預金のほか公共債、投資信託、生命保険など金融商品を総称して「預り資産」と呼びます。個人年金保険、一時払終身保険を総称して「生命保険」と呼んでおります。

# 貸出金の状況

## 貸出金の状況

地方公共団体向け貸出金が減少したものの、事業先および個人向け貸出金が増加したため、貸出金の期末残高は前期末比629億円増加し、1兆3,723億円となりました。

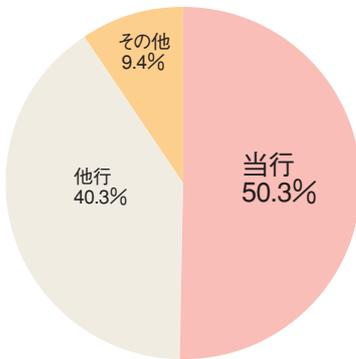
平成21年3月末における貸出金残高に占める中小企業等向け貸出金の割合は61.3%となっております。

また、貸出金残高の秋田県内におけるシェア（平成21年3月末）は、50.3%と高い水準を維持しております。



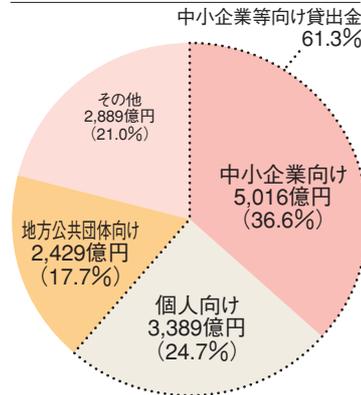
### 秋田県内シェア（金融機関別）

<21年3月末>

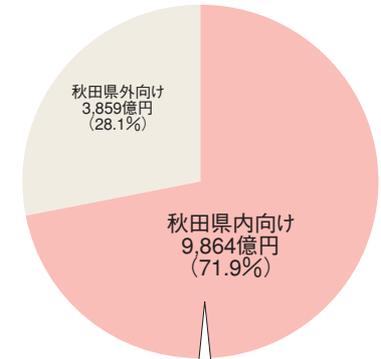


- 他行……都銀・地銀・第二地銀
  - その他……信用金庫・信用組合
- [資料:預金・貸出金一覧(株)日本金融通信社)ほか]

### 貸出先別

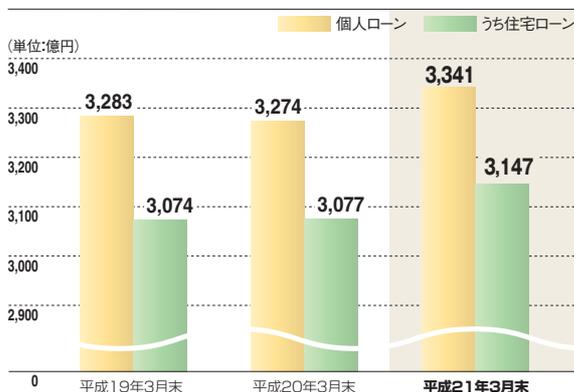


### 県内外別



## 個人ローンの状況

個人ローンは、住宅ローンが前期末比70億円増加したことを主因として、前期末比67億円増加いたしました。



## 業種別貸出金残高の状況

(単位:百万円・%)

区分	残高	構成比
製造業	153,500	11.2
農業	2,968	0.2
林業	1,988	0.1
漁業	30	0.0
鉱業	16,071	1.2
建設業	87,408	6.4
電気・ガス・水道業	14,057	1.0
情報通信業	19,024	1.4
運輸業	36,065	2.6
卸売	70,527	5.1
小売業	83,180	6.1
金融・保険業	61,133	4.5
不動産業	59,840	4.4
各種サービス業	184,583	13.5
地方公共団体	242,930	17.7
その他	338,997	24.7
合計	1,372,308	100.0

## ❖ 不良債権への対応

当行では、従来から貸出資産の健全化に積極的に取り組んでおります。具体的には、本部内に設置している「企業経営支援室」をはじめ、各営業店において企業の経営改善に向けた各種支援活動を積極的に行っております。

平成21年3月期については、秋田県内の景況悪化にともない予防的な貸倒引当金の積み増しを行ったことから、与信費用は前期比52億円増加し77億円となりました。

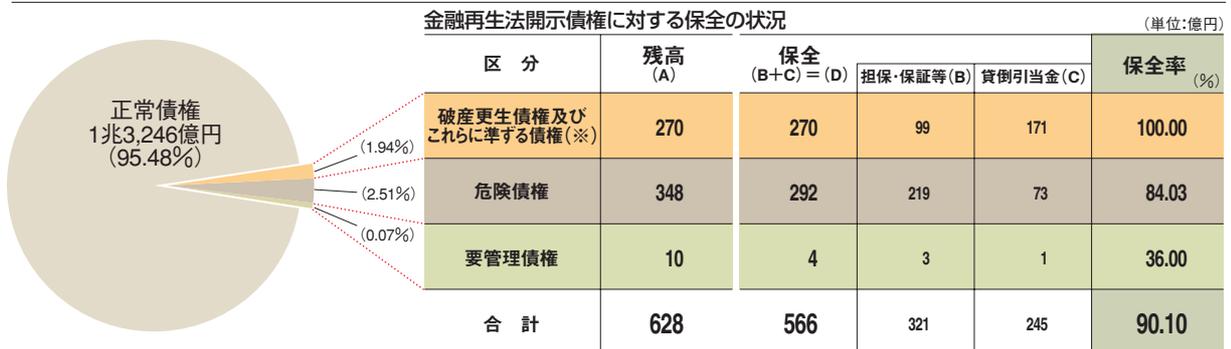
また、平成21年3月末の不良債権額（金融再生法開示債権ベース）は628億円ですが、この不良債権が将来回収不能となった場合の備えである保全額（貸倒引当金、

担保・保証）は566億円であり、その保全割合（カバー率）は90.10%と、高い水準を確保しております。

なお、金融再生法開示債権のうち、要管理債権（※）および危険債権（※）は、現在事業を継続されているお取引先への債権ですので、すべてが回収不能に至るものではありません。仮に、金融再生法開示債権がすべて回収不能になった場合、追加で必要な不良債権処理費用は62億円（金融再生法開示債権628億円－保全額566億円）ですが、純資産の部の「利益剰余金」（876億円）だけでも十分対応可能です。

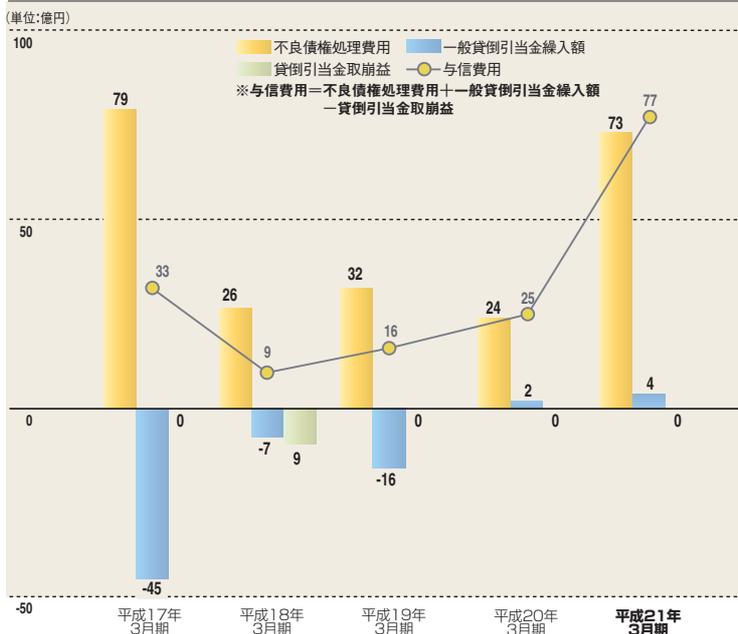
## ■ 金融再生法開示債権の状況

(21年3月末現在)



(注) 1 単位未満四捨五入 2 保全率 = (D) ÷ (A) × 100

## ■ 償却・引当の状況



## 用語解説

## 【要管理債権】

3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権（金利の減免や利息の支払い、元本の返済を猶予した貸出金など）です。

## 【危険債権】

お取引先の財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

## 【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】

破産・民事再生法等により経営破綻となったお取引先に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

## 自己査定<sup>(※)</sup>結果と開示基準別比較表

当行では、一層の経営の透明性確保のため、「自己査定における債務者区分別」(破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先)の開示を行っております。

「自己査定結果と開示基準別比較表」は次のとおりです。

**【自己査定】**  
自己査定とは、当行が保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いにしたがって分類区分するとともに、金融再生法開示債権等を開示するための基礎となるものです。具体的には、お取引先について、その財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定し、その状況により「正常先」、「要注意先」(要管理先とその他の要注意先)、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に区分し、担保や保証等の状況を勘案のうえ債権の分類を行います。

資産内容の開示における基準別比較表 (平成21年3月末) 【単体】

(単位:億円/※単位未満四捨五入)

自己査定における債務者区分別 (償却後) (対象: 総与信 ※)					金融再生法に基づく開示債権 (対象: 総与信 ※)		リスク管理債権 (対象: 貸出金)	
非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先 99	66	32	—	—	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 270	破綻先債権 98	延滞債権 515	合計 624
実質破綻先 171	125	46	—	—				
破綻懸念先 348	189	103	56	—	要管理債権 10	貸出条件緩和債権 10	合計 624	
要注意先 1,096	524	572	—	—				小計 628
要管理先 15					要管理先以外の要注意先 1,081	—	—	
正常先 12,161	12,161	—	—	—	—	—	—	—
合計 13,874	13,065	753	56	—	合計 13,874	合計 624	—	—

※総与信:貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返

不良債権比率 4.52%

(部分直接償却した場合)  
不良債権比率 3.33%

不良債権比率 4.54%

(部分直接償却した場合)  
不良債権比率 3.35%

### 〈債務者区分〉

- 【破綻先】  
破産、民事再生等により、経営破綻に陥っているお取引先
- 【実質破綻先】  
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがないと認められる等、実質的な経営破綻に陥っているお取引先
- 【破綻懸念先】  
現状、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められるお取引先
- 【要管理先】  
要注意先のうち、3か月以上延滞または貸出条件を緩和している(金融再生法開示債権のうち要管理債権に該当する)お取引先
- 【要管理先以外の要注意先】  
今後の管理に注意を要するお取引先
- 【正常先】  
業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められるお取引先

### 〈分類区分〉

- 【非分類】  
回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産
- 【Ⅱ分類】  
債権保全上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険性を含むと認められる債権等の資産
- 【Ⅲ分類】  
最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産
- 【Ⅳ分類】  
回収不能または無価値と判定される資産

### 〈リスク管理債権〉

- 【破綻先債権】  
自己査定結果等に基づき未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、民事再生等の法的手続きが取られているか、または手形交換所の取引停止処分を受けたお取引先に対する貸出金
- 【延滞債権】  
自己査定結果等に基づき未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、「破綻先債権」に該当しない貸出金
- 【3か月以上延滞債権】  
元金または利息の支払いが、3か月以上滞っている貸出金(破綻先債権・延滞債権を除く)
- 【貸出条件緩和債権】  
経済的困難に陥ったお取引先の再建・支援をはかるために、金利減免や返済方法の変更等を行っている貸出金(破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権を除く)